

## 定年制度の見直しによる助成金の紹介です

### (中小企業定年引上げ等奨励金)



会社には、従業員に対して段階的に65歳までの雇用を確保することが法律で義務づけられているということをご存知でしょうか？これまで数多くの会社が採用してきた「定年=60歳」という概念はもう通用しません。そして更に今後は65歳以上までの定年の普及、促進を図ることが重要となってきます。ですが、このように定年等を上げるということは、経済面から見て、特に中小企業に懸かる負担が相当なものとなってきます。そこでそれを支援するために設けられたのが「**中小企業定年引上げ等奨励金**」です。では、実際にこの奨励金を受けるためにはどんな条件が必要となってくるのかを見てみましょう。

#### <受給のための条件>

- ① 雇用保険の適用事業になっている会社で、かつ従業員（雇用保険に加入していること、以下同じ）が300人以下であること
  - ② 就業規則等で次のいずれかの措置を実施した会社であること
    - 実施日の1年前から60歳以上65歳未満の定年を定めている会社が…
      - ・ 65歳以上70歳未満の定年の引上げを実施したこと… (1)
      - ・ 70歳以上の定年の引上げ又は定年の定め廃止を実施したこと… (2)
      - ・ 希望者全員を対象とする70歳以上の継続雇用制度（※）を導入したこと… (3)
    - 実施日の1年前から65歳以上70歳未満の定年を定めている会社が…
      - ・ 70歳以上の定年の引上げ又は定年の定め廃止を実施したこと
      - ・ 希望者全員を対象とする70歳以上の継続雇用制度を導入したこと
  - ③ 1年以上継続して雇用されている60歳以上の従業員が1人以上いること
- ※継続雇用制度…希望する高齢者を定年に達した後も引き続いて雇用する制度

これらが全てではありませんが、以上が大まかな条件となっています。



さて、最も気になるのが実際に支給される奨励金の金額だと思いますが、これは会社の規模、実際に実施した定年の引上げ等の内容により異なってきます。

ここでは最も該当しやすいと考えられる以下の2例を挙げさせていただきます。なお、従業員の人数につきましては、②の措置を実施した時点における人数となりますのでご注意ください。

**例1** 従業員10人未満の会社が

上記②の(1)または(3)の措置を実施した場合	40万円
上記②の(2)の措置を実施した場合	80(40)万円

**例2** 従業員10人以上100人未満の会社が

上記②の(1)または(3)の措置を実施した場合	60万円
上記②の(2)の措置を実施した場合	120(60)万円

注) 従業員100人以上300人以下の会社が上記の措置を実施した場合は、更に金額が加算されます。

注2) カッコ内の金額は、③に該当する従業員が64歳未満の場合に適用されます。

こちらの奨励金の支給を受けるには、通常の申請手続きの他にも**就業規則の改定**などの作業も必要になってきます。ご興味、ご不明点等ございましたら、是非ご連絡ください。

(平成23年5月現在)